

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 被災者生活再建支援金に係る補助の特例

- 一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金について、国が支援金の額の五分の四に相当する額の補助を行うものとする。
 - 二 一の規定は、平成二十三年三月十一日から適用するものとする。
- （第五条の二関係）

第二 附則

この法律は、公布の日から施行するものとする。

（附則関係）